

橿原市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第5項の規定に基づく定期監査及び随時監査を橿原市監査基準（令和2年橿原市監査公表第4号）に準拠し実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和5年3月28日

橿原市監査委員 久保田幸治
橿原市監査委員 山口宣恭
橿原市監査委員 高橋圭一

令和4年度監査の結果報告について

第1 監査の対象

1 対象部局

企画戦略部 秘書広報課、企画政策課、飛驒コミュニティセンター、
大久保コミュニティセンター

総務部 総務課、危機管理課、市民協働課、市民窓口課、情報システム課

財務部 財政課、資産経営課、分庁舎管理室、契約検査課、収税課

魅力創造部 観光政策課、世界遺産登録推進課

こども・健康スポーツ部 保険年金課、こども未来課、子ども家庭相談室、
第1こども園、第2こども園、第3こども園、
畝傍南幼稚園、耳成幼稚園、耳成西幼稚園、
白檀幼稚園

福祉部 福祉総務課、障がい福祉課、長寿介護課

環境部 環境政策課、資源循環課

都市デザイン部 企業立地推進室、農政課

都市マネジメント部 道路河川課、住宅政策課、建築安全推進課、庁舎整備室

会計課

教育委員会事務局 教育総務課、人権・地域教育課、中央公民館

子ども総合支援センター こども発達支援課

学校 小学校 畝傍南小学校、畝傍北小学校、香久山小学校、白檀南小学校、
耳成南小学校、真菅北小学校、畝傍東小学校

中学校 八木中学校、大成中学校、光陽中学校、橿原中学校

ワクチン接種対策室

2 対象事務

令和4年度財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（必要に応じて過年度分も対象とした。）

第2 監査の期間

令和4年7月15日から令和5年3月27日まで

第3 監査委員の就退任

監査委員 谷井宰は令和5年3月1日退任し、その後任として高橋圭一が同日就任し、監査を執行した。

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

第5 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、事前に関係課等から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から事情聴取するとともに、関係書類や台帳等の点検又は確認を行うことにより、加えて事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかという行政監査の視点も持ち、決算審査及び例月出納検査とも有機的に連携して監査を実施した。

また、必要に応じて物品等の照合・確認を実施した。

第6 監査の日程

企画戦略部・会計課

令和4年7月15日から同年8月24日まで

総務部

令和4年8月16日から同年9月27日まで

都市デザイン部・教育委員会事務局

令和4年9月16日から同年10月25日まで

こども・健康スポーツ部・学校

令和4年10月14日から同年11月25日まで

財務部

令和4年11月16日から同年12月26日まで
魅力創造部・福祉部
令和4年12月16日から令和5年1月25日まで
環境部・都市マネジメント部・ワクチン接種対策室
令和5年1月16日から同年2月27日まで

第7 監査の結果

前記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、各部局室の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係法令等に基づき、おおむね適正に執行されていたが、次に掲げる個別の指摘事項については是正又は改善の必要があると認められた。

これら指摘事項について、措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、当該措置の内容を監査委員に通知されたい。

1 個別の指摘事項

(1) 行政財産目的外使用料の算定額誤りについて

地方自治法第238条の4第7項の規定により目的外使用を許可した行政財産の目的外使用料について、算定において準用する橿原市道路占用料に関する条例（昭和31年橿原市条例第35号）別表による算定額を誤り、過大に徴収しているものがあつた。（都市マネジメント部道路河川課）

(2) 特殊勤務手当の不支給について

橿原市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年橿原市条例第31号）第2条第4号に規定されている庁舎外で用地取得等の交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当のうち、令和3年度については、複数の職員が当該交渉業務に従事したにもかかわらず、当該手当が支給されていなかった。（都市マネジメント部道路河川課）

(3) 契約について

ア 仕様書の不適当な記述について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による次に掲げる随意契約において、当該仕様書に本来記述してはならない契約金額相当額の記述があつた。

- ・機器使用料（総務部市民窓口課）
- ・戸籍総合システム保守業務委託料（総務部市民窓口課）

イ 契約書の契約金額誤りについて

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による次に掲げる随意契約において、業務仕様書に基づき提出された見積書記載の価格を適当と認め作成した契約書に、当該見積価格と異なる契約金額の記載があった。

- ・ヘルスアップ事業委託料（こども・健康スポーツ部保険年金課）
- ・要介護認定調査業務委託料（福祉部長寿介護課）

ウ 契約書の契約項目漏れについて

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により2者と締結したヘルスアップ事業委託料契約書に、業務の履行に必要な運営管理費の記載が漏れていた。さらに、このうち1者に対し、契約書に記載のない当該経費について委託料が支出されていた。（こども・健康スポーツ部保険年金課）

(4) 補助金について

ア 補助対象経費の非該当について

次に掲げる補助金について、橿原市における特定の団体等に対する補助金等交付要綱（平成25年橿原市告示第95号）別表に規定する補助対象経費の範囲に該当しない経費が計上され、令和3年度分の補助金の額の確定が行われていた。

- ・橿原市保育協議会運営補助金（こども・健康スポーツ部こども未来課）

補助対象外経費 旅費のうち橿原市の一般職の職員等の旅費支給規程（昭和34年橿原市訓令甲第1号）第7条の規定に該当しない経費

イ 補助金交付決定時の審査不十分について

地区自治委員会活動補助金について、橿原市自治委員連合会地区自治委員会活動補助金交付要綱（平成23年橿原市告示第68号）第4条においては、補助金交付申請時の添付書類として事業実施計画書の提出が定められている。橿原市補助金等交付規則（平成15年橿原市規則第3号）において定められた様式によれば、当該様式には補助金等の交付を必要とする理由、事業の目的、事業の効果、事業の内容について記載するよう定められており、これにより担当課は、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等について審査し、補助金等の交付又は不交付の決定をしなければならない。

当該補助金交付申請時に提出された当該計画書には、補助金の交付を必要とする理由、事業の効果、事業の内容の記載がなく不明なものや、独自様式により提出されたため、補助金の交付を必要とする理由、事業の目的、事業の効果の記載がなく不明なものがあり、必要な補正を求めることなく受領し、それぞれ審査が不十分なまま交付決定が行われていた。（総務部市民協働課）

2 その他の指導事項

(1) 非常勤の特別職の職員の報酬の支給漏れについて

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）第3条第1項の規定による報酬について、支給の根拠となる委員会等を令和3年度に書面等により開催したが、当該年度に報酬を支給しなかったため、令和4年度に過年度支出による支給となったものが複数あった。これらは、コロナ禍における各種委員会等の開催方法の変化に伴う報酬の支給についての明確な基準が設けられておらず、部局内又は部局間での横断的な情報連携が十分ではなかったことにより、所属によって対応に差異が生じたことに起因すると見受けられる。今後、市としての統一した見解を示されるよう努められたい。

(2) 特命随意契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号の規定による特命随意契約は、競争によらず地方公共団体が任意に特定の相手方を選んで締結する契約方法である。地方公共団体の契約は競争入札を原則としているため、随意契約は例外である。一般競争入札に比べて手続きが簡略であり、発注者が自身の裁量で相手方の能力を熟知したうえで選定することができるため、運用が適切であればその長所を発揮し、事業の目的を効率的に達成することができる。しかし、相手方が1者で競争原理が働かないため、その運用を誤ると公平性が欠如し、相手方の固定化や価格の高止まりなど、公正性を損なう結果となる恐れがあるため、厳正な運用が必要である。随意契約では価格以外の面も考慮して相手方が決定されるが、適正な価格で契約すべきであることに変わりはない。したがって、特命随意契約では、価格が真に適正であるかどうかを、業務の特殊性、経済的合理性等から、客観的、総合的に検証することが極めて重要である。

しかしながら今年度の定期監査においては、特に特命随意契約実施起案の添付書類である選定理由書及び経過報告書に、価格を妥当と判断した根拠が明確に示されていない案件が散見された。発注者としての積算根拠を持たず、相手方から徴した見積書記載の価格について検証した形跡のないもの、例年実施している業務において経過報告書の文言が明らかに前例踏襲であるもの等が複数見受けられた。

市民に対する説明責任を果たすという意識を常に念頭に置き、経過報告書には価格の妥当性について判断した経緯や理由を明確に示されたい。また、決裁過程において、選定理由書及び経過報告書の十分な確認と内容の精査に努められたい。

(3) 公金等の取扱いについて

公金等の取扱いについて、現金管理簿等の一部記載漏れ及び確認漏れ並びに日々

の確認を複数の職員で行っていないものが見受けられたため、各課で作成している公金取扱マニュアルに沿った取扱いを徹底されたい。また、各課で作成した公金取扱マニュアルのうち、会計課が定める公金等取扱事務基本マニュアルに準じていないものが一部見受けられたため、早急に見直しを行ったうえ、適正な公金管理を徹底されたい。

(4) その他

前記(1)から(3)のほか、財務伝票の起票漏れや起票遅れ、記載誤り、起案等の決裁区分誤りや決裁印漏れ、備品台帳の処理漏れ等、事務処理の誤謬やチェック機能が十分でなかったこと等に起因するものが散見されたので、今後の事務の執行において適正に処理するよう留意されたい。

(5) 時間外勤務について

時間外勤務については、他律的業務の指定を受けることなく継続して月45時間を超える時間外勤務、長期間にわたる他律的業務の指定、同じ所属内の職員間での時間外勤務時間の偏り及び長時間勤務の慢性化が見受けられた。ワークライフバランスの観点からも、法令を遵守した適正な労務管理の徹底と時間外勤務の削減に向けた抜本的な対策を講じられたい。

第8 意見

1 債権管理について

債権を管理する各担当課においては、公平性の確保という観点から、適正な債権管理に取り組んでおられるところであるが、引き続き新たに未収金を発生させない予防措置をとるとともに、未収金の早期解消に努め、収入未済額を縮減されたい。

2 予算の執行について

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や縮小を図った事業については、この機にその必要性や重要性を改めて検討し、事業の再開等にあたっては、経済性、効率性、有効性の観点を踏まえ、内容を十分に精査されたい。

予算の執行においては、計画的な事業の進行管理を行い、繰り越すことなく年度内に完了されたい。なお、やむを得ない理由により翌年度へ繰り越す事業については、1日も早く完了し、市民の利用に供するよう努められたい。

3 自転車駐車場の経営について

自転車駐車場の経営状況については、令和3年度監査の結果において、各種対策

を講じて経費の削減に取り組み、年々増大していた赤字幅が減少に転じていることを評価した。令和4年度においても、一部の自転車駐車場の無料無人化や、ゲート設置に伴う運営方法の見直しによる歳出削減への取組を確認した。令和5年度以降の検討も進められており、経営改善に向けた努力を評価する。

今後も利用者の増加が見込めないなか、更なる運営の合理化に努めるとともに、引き続き、本市の自転車駐車場のあり方について将来的な方向性を検討されたい。

(財務部資産経営課)